

廃止（休止）届の記入方法

特定給食施設 給食廃止（休止）届の提出について

給食を廃止（休止）する時は、健康増進法第 20 条第 2 項、港区健康増進法施行細則第 4 条第 2 項により、1 ヶ月以内に廃止（休止）届の提出が必要です。

提出する書類

給食廃止（休止）届（第 4 号様式） 1 部

用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロード
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(3) 給食廃止（休止）届関係
- (2) 郵送を希望する場合
あて先を記載した返信用封筒（切手貼付）を下記までお送りください。
- (3) 保健所窓口の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

提出について

- (1) 郵送の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品栄養表示担当まで送付してください。
- (2) 保健所の窓口の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品広域監視係の窓口へ提出してください。

<問合せ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当

〒108-8315 港区三田 1-4-10

TEL 03(6400)0057（直通）

※平成 30 年 4 月 1 日から担当部署が変更になりました。